

内閣府説明資料①

「第7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶」 に関する取組

(内閣府男女共同参画局所管部分)

第4次基本計画策定後の主な取組

1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

- 女性に対する暴力をなくす運動（毎年11月12日～25日）

2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

- DV防止法の一部改正（R1.6.26）
 - ・ 児童虐待防止対策と連携した取組（児童虐待防止対策の抜本的強化（H31.3）を受けた措置）
 - ・ 改正法附則において以下の検討事項を規定
 - ①通報の対象となる暴力の形態、保護命令の申立が可能となる被害者の範囲の拡大に関する検討
 - ②加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方に関する検討
- DV被害者等のための民間シェルターを活用した施策の推進（パイロット事業の実施）

4 性犯罪への対策の推進

- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの整備促進
 - ・ 平成29年度 交付金創設、平成30年10月 全ての都道府県において整備

5 子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

- いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等への対応

8 セクシュアルハラスメント防止対策の推進

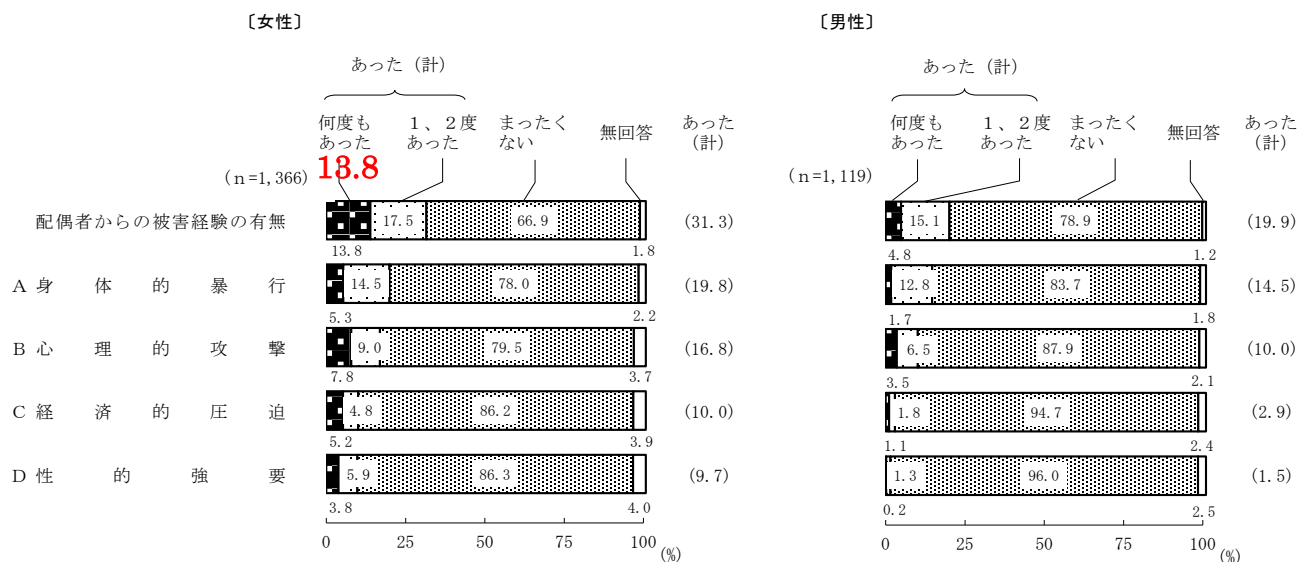
- 「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」の取りまとめ

【女性に対する暴力に関する専門調査会における審議状況（H27～）】

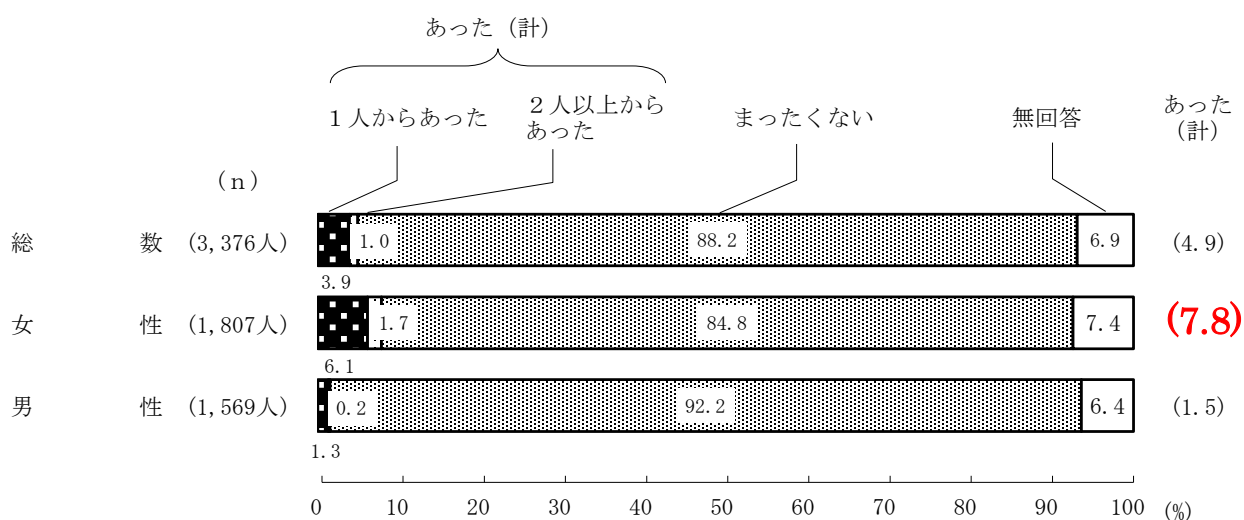
- 若年層を対象とした性的な暴力の現状と課題～いわゆる「JKビジネス」及びアダルトビデオ出演強要の問題について～（H29.3.14）
- セクシュアル・ハラスメント対策の現状と課題（H31.4.8）

「男女間における暴力に関する調査結果」（平成30年3月）年より抜粋

1. 配偶者からの被害経験（性別）



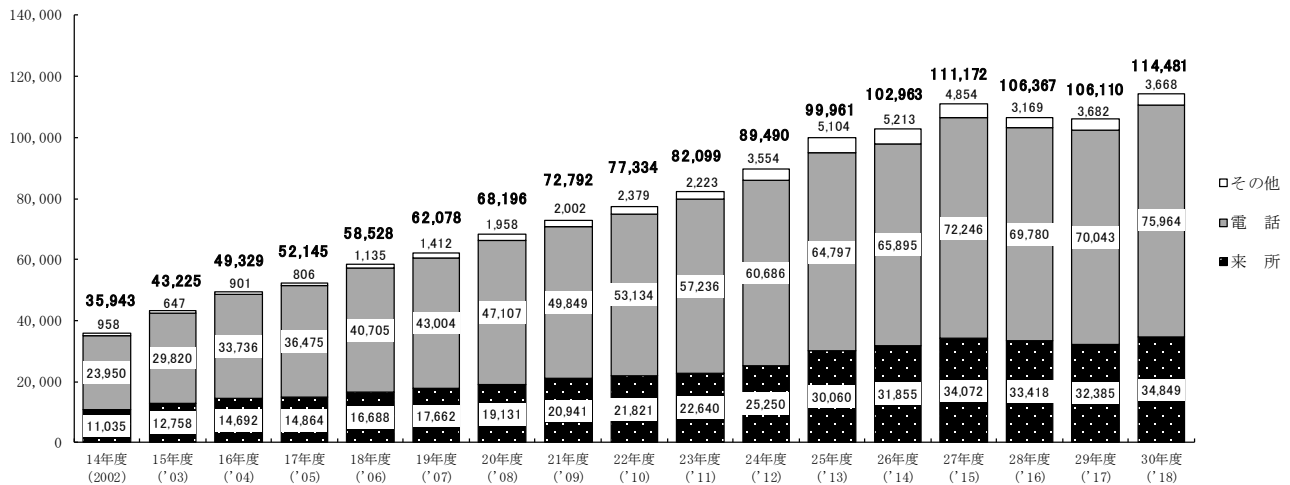
2. 無理やりに性交等された経験



配偶者からの暴力に関するデータ

1 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

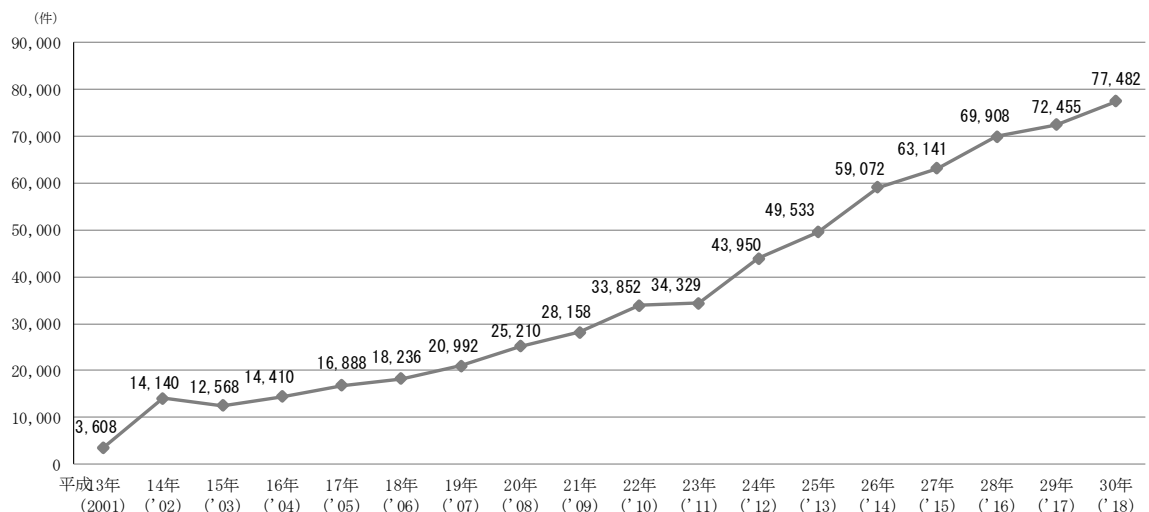
(件)



(備考)

1. 配偶者からの暴力の被害者からの相談等を受理した件数。資料出所：内閣府調べ
2. 配偶者とは、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。
3. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）の法改正を受け、平成 16 年 12 月 2 日施行以降、離婚後に引き続き暴力等を受けた事案についても計上。
なお、「離婚」には、婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む。
4. 法改正を受け、平成 20 年 1 月 11 日施行以降、生命等に対する脅迫を受けた事案についても計上。
5. 法改正を受け、平成 26 年 1 月 3 日施行以降、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手方からの暴力事案についても計上。
6. 全国の配偶者暴力相談支援センターの設置数は、令和年 7 月 1 日現在、287 か所（うち、市町村の設置数は 114 か所）。
7. 同一相談者が複数回相談した場合は、重複して計上。

2 警察における配偶者からの暴力事案等の相談等件数

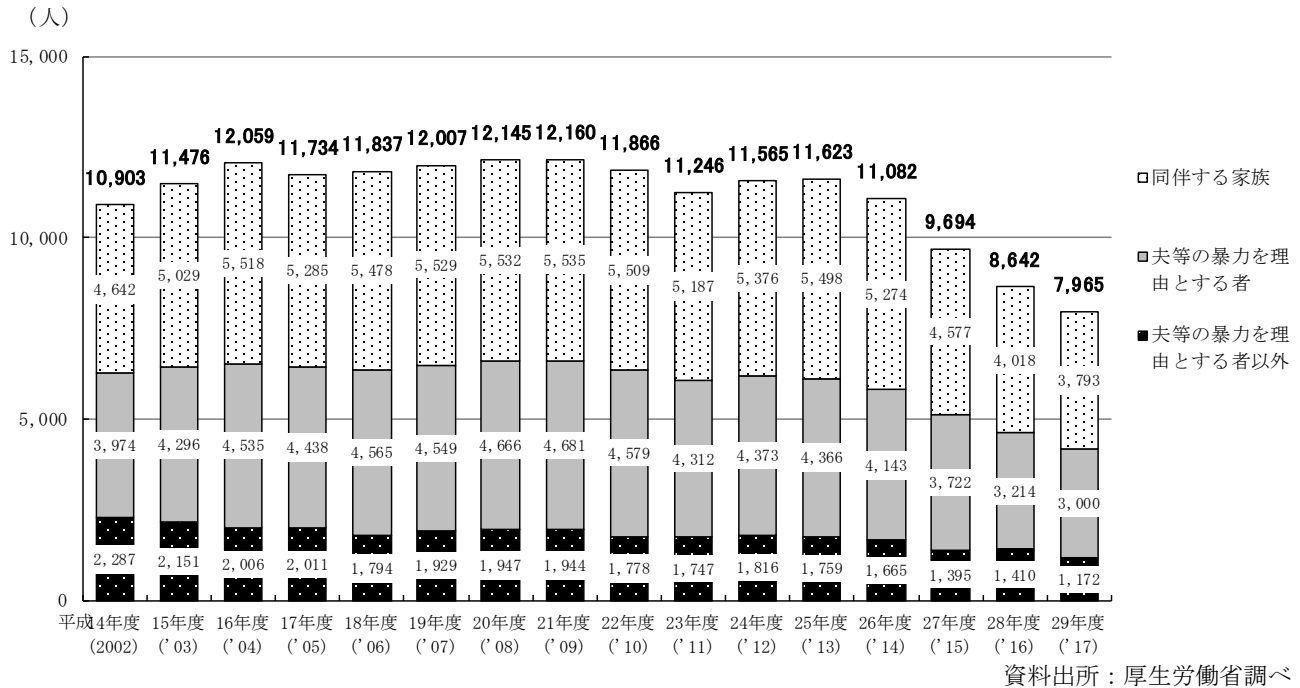


(備考)

資料出所：警察庁調べ

1. 配偶者からの身体に対する暴力の相談等を受理した件数。
2. 平成 13 年は、配偶者暴力防止法の施行日（10 月 13 日）以降の件数。
3. 「配偶者」の定義及び法改正の関係は「1 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数」の（備考）の 2～5 に同じ。

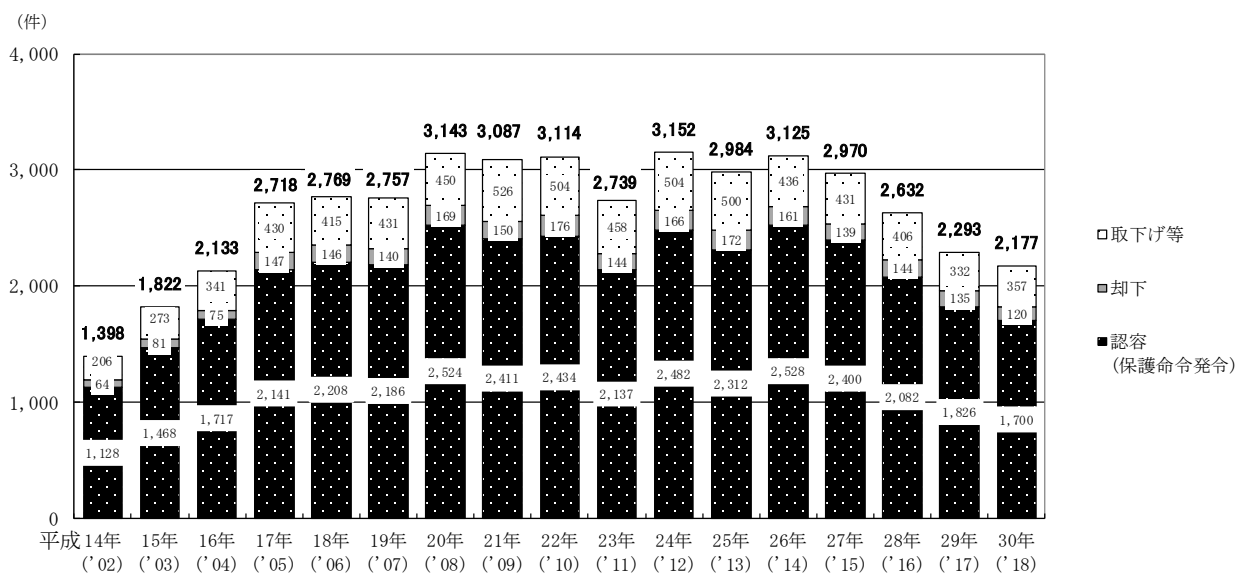
3 婦人相談所における一時保護件数



(備考)

婦人相談所は、売春防止法に基づき各都道府県に必ず1つ設置。配偶者暴力防止法に基づき、被害者及びその同伴家族の一時保護を、婦人相談所又は厚生労働大臣が定める基準を満たす施設において行っている。婦人相談所は、配偶者からの暴力の被害者以外に、帰住先がない女性や、人身取引被害者等の一時保護を行っている。

4 配偶者暴力防止法に基づく保護命令事件の既済件数

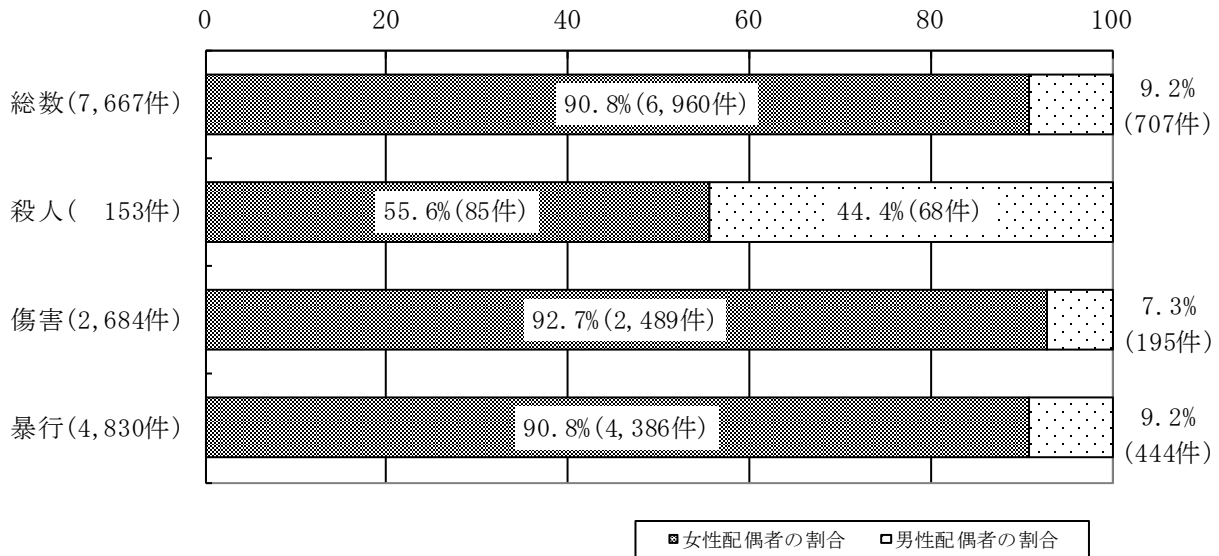


(備考)

配偶者暴力防止法に基づき、配偶者から身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、その後、配偶者から受ける身体に対する暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、被害者からの申立てにより、裁判所が配偶者に対し保護命令を発する。

なお、「配偶者」の定義及び法改正の関係は、「1 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数」の(備考)の2～5に同じ。

5 配偶者間（内縁を含む）における犯罪の性別被害者の割合（平成 30 年・検挙件数）



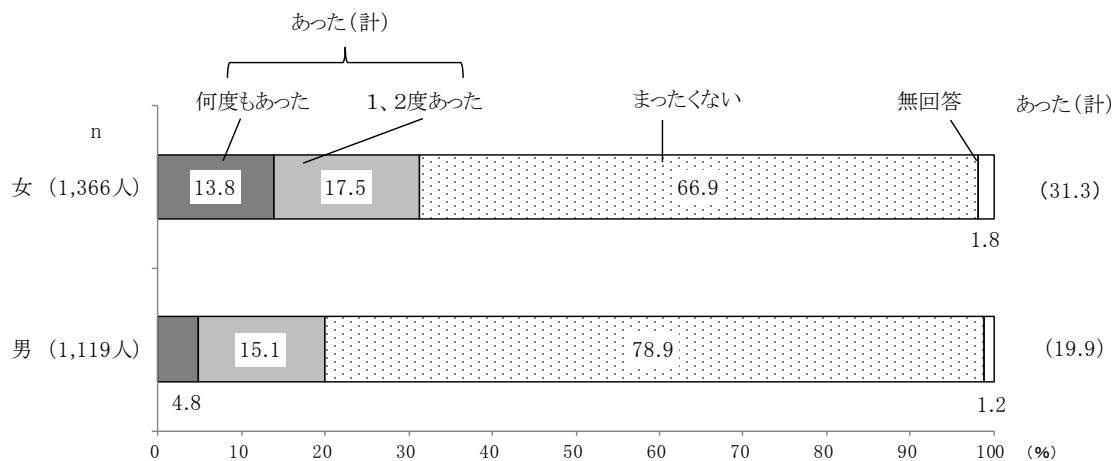
資料出所：警察庁調べ

（備考）

平成 30 年の犯罪統計に基づき、犯行の動機・目的にかかわらず、配偶者間で行われた殺人（未遂を含む）、傷害、暴行を計上。全てが配偶者からの暴力を直接の原因とするものではなく、例えば、殺人では囑託殺人、保険金目的殺人等、多様なものを含む。なお、主たる被疑者の性別により計上。

6 アンケート調査による被害経験

配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む）から「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」のいずれかを 1 つでも受けたことがある。



資料出所：内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成 29 年度調査）より作成

（備考）

全国 20 歳以上の男女 5,000 人を対象に行った無作為抽出アンケート調査による（有効回収数（率）：3,376 人（67.5%））。「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」はそれぞれ以下のとおり。

1. 身体的暴行：なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた。
2. 心理的攻撃：人格を否定するような暴言や交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視したり、長期間無視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、自分もしくは自分の家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた。
3. 経済的圧迫：生活費を渡さない、貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されたなど。
4. 性的強要：嫌がっているのに性的な行為を強要された、見たくないポルノ映像等を見せられた、避妊に協力しないなど。

令和元年度「女性に対する暴力をなくす運動」の主な取組について

毎年11月12日から11月25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」として、関係団体と連携、協力の下、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するための広報活動を実施。

○ 総理と児童虐待対策及びDV対策の関係者との意見交換（11/1）

児童虐待防止推進月間（11月）と女性に対する暴力をなくす運動が連携して啓発活動を進めるにあたり、それぞれの対策の関係者が総理と意見交換を実施。

総理からは「DVの根絶と、子供たちの命を守るために、全力を尽くしていきたい」との発言が、橋本大臣からは「DV対策に向けた広報啓発や民間団体と連携した被害者支援の充実を図っていきたい」との発言があった。



＜関係者と懇談する総理、
加藤大臣、橋本大臣＞



＜Wリボンバッジ着用＞
（官邸HP掲載写真）

○ 厚生労働省と協同した「Wリボンバッジ」の作成・配布

厚生労働省と協同して、児童虐待対応とDV対応の連携強化の象徴として、オレンジリボンとパープルリボンを組み合わせたWリボンバッジを作成するとともに、閣僚、関係国会議員、在外公館大使、各都道府県知事等に配布。



＜Wリボンバッジ＞

○ DVと児童虐待防止の連携に関するポスター・リーフレットの作成・配布、 広告バナー・SNSを活用した広報、特集サイトの開設

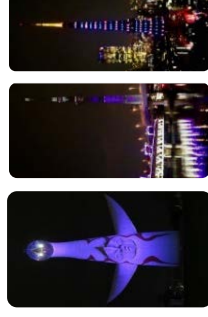
DVと児童虐待の関係について周知を図るポスターやリーフレットを作成し、全国の自治体、関係機関、関係団体等に配布するとともに、広告バナーやSNS、「DVと児童虐待」特集サイトなどの各種媒体を活用し、幅広く広報を展開。



＜令和元年度ポスター＞

○ Wリボン贈呈式（10/28）

ミス・インターナショナル世界大会出場者（約80名）にWリボンバッジを贈呈し、日本滞在期間中（約1カ月間）のバッジ着用による取組の周知に向けた協力を依頼。



＜Wリボン贈呈式＞

○ パープル・ライトアップ

東京スカイツリーや京都タワーなど、全国のタワーや商業施設等において、女性に対する暴力根絶のシンボルカラーである紫色にライトアップを実施し、女性に対する暴力の根絶を呼びかける活動を実施。



※令和元年度は全国180か所以上で実施予定

＜平成30年度ライトアップ写真＞



「DVと児童虐待」
特集サイトは
こちらから

内閣府 DV 児童虐待

検索

児童虐待防止対策の抜本的強化について（平成 31 年 3 月 19 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）【DV 関連部分抜粋】

2 児童虐待の発生予防・早期発見

⑧ DV の特性や子どもへの影響等に係る啓発活動の推進

- ・女性に対する暴力をなくす運動の機会に、予防啓発に加え、DV の特性や子どもへの影響を周知するとともに、被害の早期発見・早期介入に向けて関係機関への被害の通報を促す等、国民の意識向上のための啓発活動の推進を図る。

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

(6) DV 対応と児童虐待対応との連携強化等

① DV 対応と児童虐待対応との連携強化

- 法**・児童相談所と婦人相談所・配偶者暴力相談支援センターとの情報共有・連携体制を強化する。
- ・配偶者からの暴力がある家庭とその家庭における児童虐待について、DV 対応を行う機関と児童虐待への対応を行う機関のそれぞれの情報を包括的にアセスメントするリスク判断の手法や、各機関の連携方法を含めた適切な対応の在り方について、調査研究し、ガイドラインを策定する。その際、DV に関する有識者や支援を実際に行っている者を含め、実践を踏まえたよりよい支援の在り方を、ケーススタディに基づき検討する。
 - ・法的問題の解決が必要な児童虐待事案及び児童虐待を伴うDV 事案について、法テラスの法律相談援助等の利用を促進する。
 - ・配偶者暴力相談支援センター及びDV 被害者支援のための民間シェルター並びに児童相談所を対象として、DV と児童虐待の特性・関連性に関する理解の促進や、関係機関における的確な連携強化により、被害の早期発見・早期介入に向けた支援に資する取組を進める。
 - ・民間シェルターにおけるDV 被害者とその子どもに対する支援の実態を把握するとともに、民間シェルターにおけるDV と虐待の特性や関連性への理解を拡大する取組を推進する。
 - ・DV 被害者が、児童虐待がある場合にも安心して早期に配偶者暴力相談支援センター、民間シェルター等に相談できるとともに、被害親子に寄り添った保護が行われるよう、配偶者暴力相談支援センター等の対応力向上のための取組を支援する。
 - ・DV 被害者支援における、危険度判定（リスクアセスメント）及び加害者対応（加害者プログラム等）の在り方の検討及び実証的研究を進めることにより、機関間連携及び加害者による虐待の危険性の把握も含めた支援体制の充実を図る。
 - ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの主管部（局）の行政職員を対象として、性虐待に関する専門的知識や関係機関との連携の在り方等に関する研修を強化するとともに、ワンストップ支援センターにおいて児童相談所と連携して性虐待に対応した好事例を収集し、全国の支援センター・関係機関に共有する。
 - ・関係機関の連携をより強化するため、内閣府において作成したDV 被害者支援に係る手引き・マニュアルを改訂するとともに、児童相談所を始めとする関係機関への周知徹底を図る。

配偶者暴力防止法の概要（チャート）

被害者

保護命令の申立て

- ・被害者の配偶者からの身体に対する暴力
- ・被害者の配偶者からの生命等に対する脅迫

* 配偶者暴力相談支援センター・警察への相談等がない場合、公証人面前宣誓供述書を添付

地方裁判所

地裁の請求に基づく書面提出等

保護命令発令の通知

* 配偶者暴力相談支援センターへの通知は、センターへの相談等があった場合のみ

保護命令

- 被害者への接近禁止命令
 - 子への接近禁止命令
 - 親族等への接近禁止命令
 - 電話等禁止命令
 - 退去命令（2か月）
- （6か月）

発令

相手方

申立人の配偶者・元配偶者（事実婚を含む。）、生活の本拠を共にする交際相手、元生活の本拠を共にする交際相手

保護命令違反に対する罰則

1年以下の懲役 又は 100万円以下の罰金

国や地方公共団体は・・・

- 主務大臣（内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣、厚生労働大臣）による基本方針の策定
- 都道府県・市町村による基本計画の策定（市町村については努力義務）

相談
援助
相
援
保

警察

- 暴力の防止
- 被害者の保護
- 被害発生防止のために必要な措置・援助

連携

配偶者暴力相談支援センター

- 相談又は相談機関の紹介
- カウンセリング
- 緊急時における安全の確保
- 一時保護（婦人相談所）
- 自立支援・保護命令利用・シェルターの利用についての情報提供・助言・関係機関との連絡調整・その他の援助

連携

福祉事務所

- 自立支援等
- 母子生活支援施設への入所、保育所への入所、生活保護の対応、児童扶養手当の認定等

児童相談所

民間団体

厚生労働大臣が定める基準を満たす者
（民間シェルター・母子生活支援施設等）

国民
（医師等）

情報提供努力義務

- ① 発見した者による通報の努力義務
- ② 医師等は通報することができる（被害者の意思を尊重するよう努める）

委託

連携

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 46 号）

【DV 防止法改正部分抜粋】

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条

3（略）

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、**第八条の三及び第九条**において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、**児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関**は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

【改正法附則部分抜粋】

附 則

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年^{（注1）}を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する**配偶者からの暴力の形態^{（注2）}**並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による**命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大^{（注3）}**について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する**配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方**について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（注1）この法律は、令和2年4月1日から施行されるが、附則8条の規定は、公布の日（令和元年6月26日）を施行日とする。

（注2）通報の対象となる配偶者からの暴力は、身体に対するものに限る。

（注3）保護命令の申立ては、配偶者からの身体に対する暴力を受けている被害者が更なる身体に対する暴力により、又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、行うことができる。

DV等の被害者のための民間シェルター等に対する支援の在り方に関する検討会

趣旨

DV等の被害者の一時保護や相談、自立に向けた支援等を行う民間シェルターが置かれている厳しい状況（脆弱な人的・物的・財政的基盤、関係機関との連携不足、情報不足、安全性・秘匿性等）に鑑み、民間シェルター等の抱える課題を整理するとともに、民間シェルター等に対する支援の在り方について検討を行う

検討会スケジュール及び主な検討事項

検討スケジュール

- 第1回（平成31年2月1日）
 - ・大臣と構成員との意見交換
 - ・関係省庁ヒアリング
- 第2回（平成31年3月12日）
 - ・構成員ヒアリング
- 第3回（平成31年4月17日）
 - ・構成員等ヒアリング
 - ・アンケート調査結果について
 - ・これまでの意見と今後の進め方について
- 第4回（令和元年5月20日）
 - ・報告書（案）について

検討の論点

- 民間シェルターの置かれた現状と課題の整理
- 民間シェルターの基盤・機能強化に向けた支援の在り方について
- 民間シェルターと関係機関との連携強化や地域間格差の是正
- その他

構成員

【五十音順、◎座長、敬称略、役職は平成31年2月1日現在】

生 稲 晃 子	女優
小 川 真理子	九州大学男女共同参画推進室准教授
◎戒 能 民 江	お茶の水大学名誉教授
北 仲 千 里	NPO法人全国女性シェルター・ネット共同代表
添 田 千 絵	広島大学ハラスメント相談室准教授
橋 ジュン	NPO法人BONDプロジェクト代表
中 田 慶 子	NPO法人DV防止ながさき理事長
原 健 一	佐賀県DV総合対策センター所長
松 本 和 子	NPO法人女性ネットさやさや（Saya-Saya）代表理事
（オブザーバー）	
厚生労働省	

経緯

- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV防止法」）が制定されてから18年が経過。
 - ✓ 配偶者暴力相談支援センターに寄せられる相談受理件数は4年連続で10万件を超え、高止まりの状況。
 - ✓ 平成29年度内閣府による調査では、DV被害経験は女性の約3人に1人、何度も経験したことがある女性は約7人に1人。
- DV被害者支援において、民間シエルターは地域社会における不可欠な資源であり、「SDGs（持続可能な開発目標）」の「誰一人取り残さない社会」の実現と「ジェンダー平等」と「女性のエンパワメント」の観点からも、民間シエルターの果たす役割は大きい。
- 「DV等の被害者のための民間シエルター等に対する支援の在り方に関する検討会」では、平成31年2月以降4回にわたり、有識者や支援者、地方自治体等からヒアリングを実施するとともに、アンケート調査により実態把握を行った。

報告書の内容

I 民間シエルターの現状

（1）特徴

- ✓ 都道府県や政令指定都市が把握している民間シエルター運営団体数は107（2018年11月時点）。
- ✓ いち早くDV被害者支援活動を行ってきた「先駆性」、フレキシブルな支援ができる「柔軟性」、地域の社会資源を活用しながら特性を生かした活動を行う「地域性」、専門的な知見に基づくニーズ応じた支援を行う「専門性」等の特徴を有する。

（2）位置付け

- ✓ DV防止法における直接の明記はなし。配暴センターで行う一時保護の委託先（3条4項）、配暴センターの連携先（3条5項）、国・地方公共団体による援助の対象（26条）として位置付け。
- ✓ 男女共同参画基本法に基づく第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）では、「民間シエルター等に対する連携・支援に努めること」、「民間シエルター等の積極的活用による適切かつ効果的な一時保護を実施する」と具体的に明記。

（3）現行の支援策

- ✓ 地方公共団体による民間シエルター等に対する財政支援について、当該支援費の2分の1が特別交付税の算定基準に盛り込まれている。
- ✓ 都道府県による一時保護委託費の支給（その半額は国の負担）。

II アンケート調査結果

主にDV被害者支援を行う民間施設（95施設）、都道府県及び政令指定都市のDV被害者等支援担当課（67自治体）に対して実施。

（1）支援体制

- ✓ 常勤職員がいる民間シエルターは約6割にとどまるが、そのうち専門性をもつ職員がいる施設は約7割。
- ✓ 1施設あたりの平均職員数は、常勤職員2.0人、非常勤職員4.0人、ボランティア5.3人。

（2）調査実施時点（H31.2）での受入れ状況

- ✓ 18歳以上の女性を受け入れている施設は66.3%で、そのうち受入れ人数「3人以下」が約7割。
- ✓ 18歳未満の男女の入居者について、被害者の「同伴児童」であると推察される施設は少なくとも15施設。
- ✓ 調査実施時点で受け入れがない施設は24（25.3%）。

（3）自治体

- ✓ 民間シエルターがない自治体は17（25.4%）。

Ⅲ 課題（構成員からの主な意見）

1 財政面・人的基盤の不足、高齢化

- ✓ 民間シエルターに対する一時保護委託件数の減少が運営に大きな影響。
- ✓ 財政面の不足により新たなスタッフや専門職の人材確保が困難となっており、全国的に支援者が高齢化。

2 カウンセリングの提供が可能な支援体制の充実

- ✓ 相談者の多くが、精神的な問題に起因する悩みを多く抱えている現状。
- ✓ DVや性虐待等の被害特性に理解のある心理職等の専門家によるプログラムを受けられる体制整備が必要。

3 行政との連携不足と対等な関係性の確保

- ✓ 一時保護委託における決定権等による対等な関係性構築に課題。
- ✓ 民間シエルターと行政に支援方針の違いが見られる傾向も。
- ✓ 支援方針の決定にあたっては、被害者を尊重し、民間と行政とが対等な立場で検討することが必要。

4 地域間格差

- ✓ 民間シエルターの地域的偏在（大都市や北海道に集中）。
- ✓ 自治体のDV問題に対する理解や認識による支援サービスの自治体間格差。

5 児童虐待対策との連携不足

- ✓ DVと児童虐待とが絡んで発生している「ファミリー・バイオリネス」ケースの全国的な分析が必要。
- ✓ 「支配とコントロール」等のDV構造の正しい理解、社会の偏見等を解く必要。
- ✓ 児童相談所と配偶者暴力相談支援センターとの情報共有、連携強化が必要。

6 加害者対策の必要性

- ✓ 暴力の危険度を判定する統一指標の作成が必要（リスクアセスメント）。
- ✓ 加害者更生プログラムを被害者支援の一環として明確な位置付け及びガイドラインの作成によるプログラムの質の標準化。

Ⅳ 支援拡充の方向性（新たなパッケージ）～生きづらさを抱える女性のために～

1 基本的な考え方

- ✓ 民間シエルターの支援理念や手法はDV被害その他の生きづらさや困難を抱える女性に対する支援における重要な社会資源。
- ✓ DV被害者等の支援という共通の目的のもと、民間と行政が対等な立場で考えや情報を共有し、連携して支援にあたる必要。

2 方向性

（1）民間シエルターの基盤強化と対応力の向上

- ✓ 複合的困難により、社会的に孤立し、生きづらさを抱える女性を支援する民間シエルター等が行う先進的な取組（専門職等によるメンタル面のケア、児童虐待対策との連携、メール・SNSを活用した相談等）を試行的に実施。
- ✓ ネットワーク強化に向けた取組（研修、シンポジウム開催等）の促進。
- ✓ 税制・財政上の措置の活用促進（NPO法人化手続きの情報提供等）。

（2）行政との連携強化、地域間格差の解消

- ✓ 行政が発出するDV被害者支援に関する通知等の民間団体に対する速やかな提供の促進。
- ✓ 民間シエルターに対する財政支援実績のない自治体に対する理由等の調査、自治体における財政支援による事業展開の好事例等の収集、周知。

（3）加害者対策に向けた調査研究の実施

- ✓ リスクアセスメント指標を用いた機関間連携に基づき被害者支援及び加害者対応
- ✓ 民間団体等との協働による地方公共団体と連携した加害者更生プログラムの実施基準等の作成に向けた検討。

（4）児童虐待対策との連携強化

- ✓ 関係機関を対象とする、DVと児童虐待の関連性に関する理解の促進や、関係機関における的確な連携強化を図るための官民連携による研修等の実施。
- ✓ DV対策に関連性を有する関係機関による協議会の活用促進
- ✓ DV対応機関と児童虐待対応機関の情報を包括的にアセスメントするリスク判断の手法、連携方法を含めた対応の在り方に関するガイドラインの策定に向けた検討。

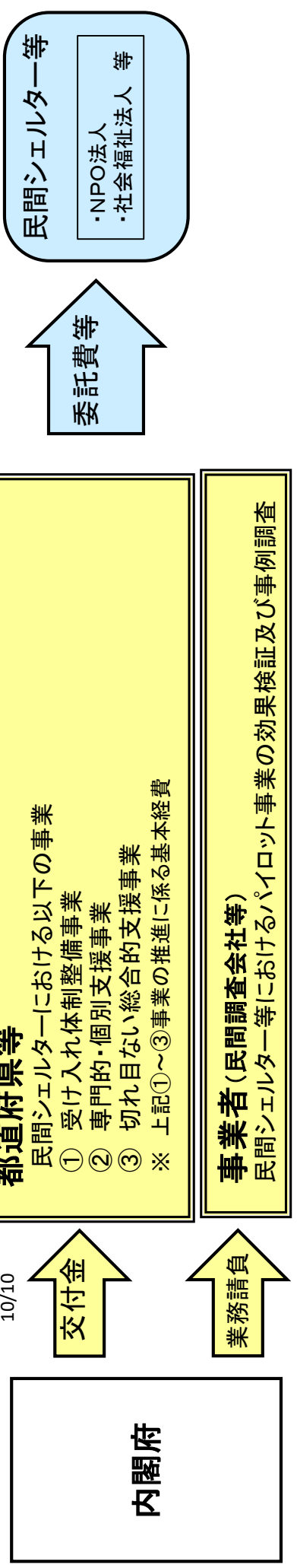
目的

○多様な困難に直面するDV(配偶者からの暴力)被害者等に対して、漏れなく、安全な居場所を一時的に確保しつつ、専門的・ニーズに沿った支援を、切れ目なく実施し、もって、地域においてDV被害者等が自立し、安心・安全に過ごせるよう、地域社会におけるセーフティネット機能を強化する。

概要

- 1. 配偶者からの暴力被害者等保護・支援交付金
 - ◆ 交付先：都道府県・政令指定都市、市町村（特別区含む）
 - ◆ 対象経費：都道府県等が負担した、民間シエルター等の先駆的な取組を促進するための経費（以下①～③）
 - ①受け入れ体制整備に要する経費（母子一体で受け入れるための改修経費、メール・SNS等の活用、安全性確保のための防犯設備にかかる経費 等）
 - ②専門的・個別支援に要する経費（心理専門職等の専門職の配置、同伴児童の進学等の相談支援を行う専門家の配置、児童相談所等の関係機関とのネットワーク構築・連携 等）
 - ③切れ目ない総合的支援に要する経費（ステップハウス等の自立に向けた支援、児童相談所等への同行支援 等）
 - ※上記①～③の推進に係る基本経費について調整中
 - ◆ 交付率：国10/10
 - ◆ その他：他の国庫補助制度を適用可能な場合は、他制度優先（本制度の優先利用や他制度との二重交付は不可）
2. 民間シエルター等におけるパイロット事業の効果検証及び事例調査

予算スキーム



性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターとは

○目的：・被害直後からの総合的な支援を可能な限り一か所で提供

- ・被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図る
- ・警察への届出の促進・被害の潜在化防止

○設置根拠：第4次男女共同参画基本計画、第3次犯罪被害者等基本計画

※設置数：47都道府県

14

○求められる核となる機能：・支援のコーディネート・相談

- ・産婦人科医療（救急医療・継続的な医療・証拠採取等）

○運営主体：都道府県、公益社団法人、民間団体等

⇒犯罪被害者支援センター（24か所）、NPO法人（7か所）

県直営（9か所）、病院（3か所）、連携体制（2か所）、

その他民間団体等（4か所）

○設置形態：①病院拠点型（9府県）、②相談センター拠点型（3都県）、

③連携型（35道府県）

○24時間365日運営：20都府県（令和元年8月）

（※相談件数：36,399件（平成30年度））

ワンストップ支援センターの形態

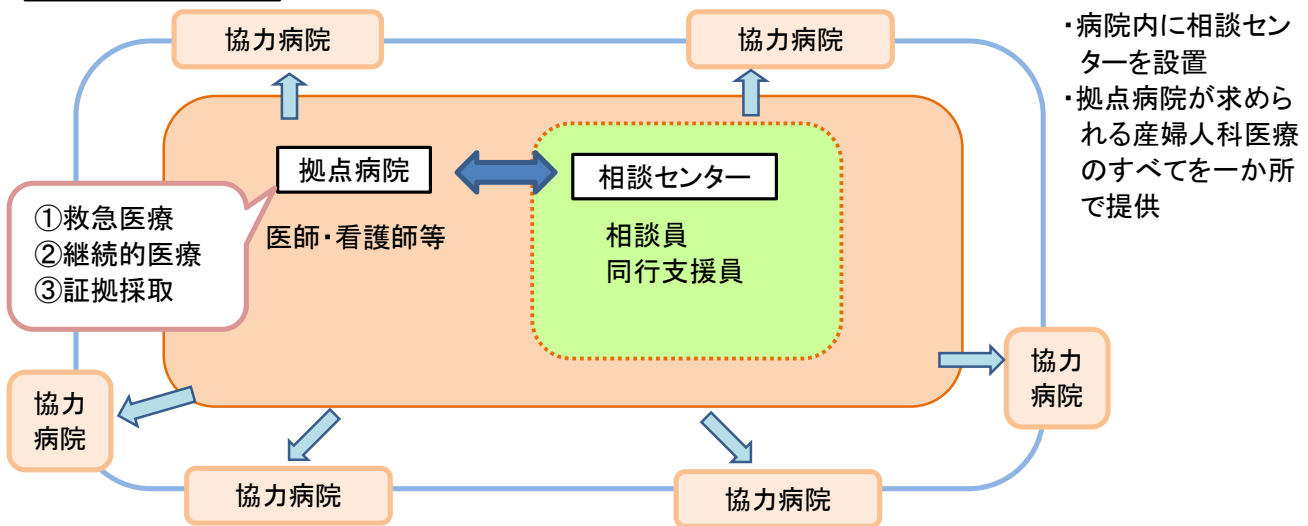
→ 地域の実情を踏まえて整備

※センターに求められる産婦人科医療

- ①救急医療
 - ②継続的医療
 - ③証拠採取 等
- ⇒ 24時間

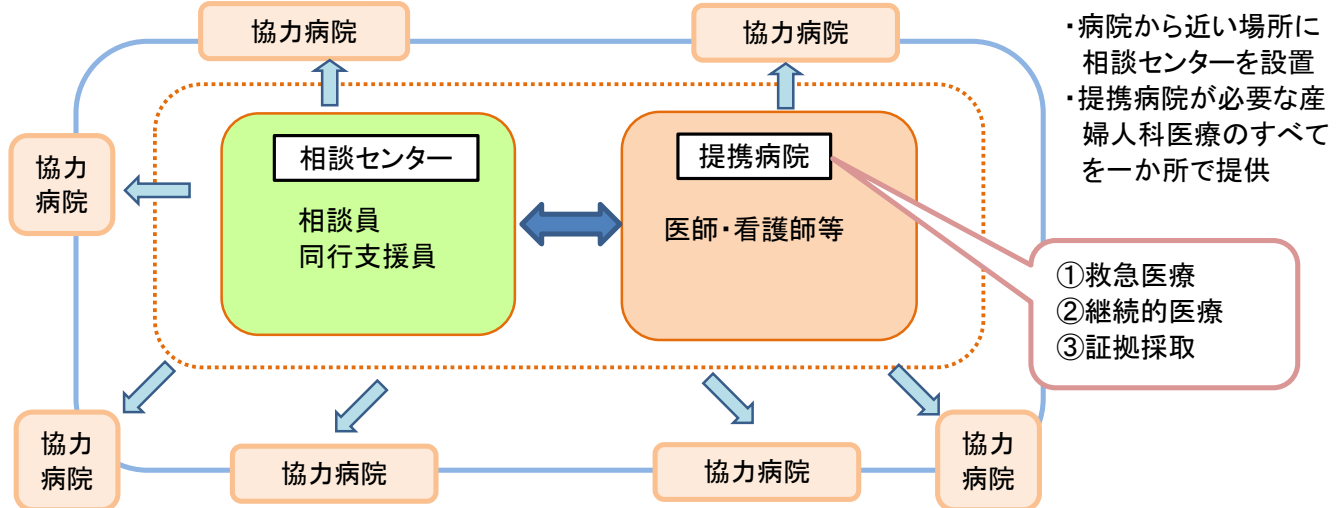
病院拠点型

9府県(うち24時間対応 6府県)



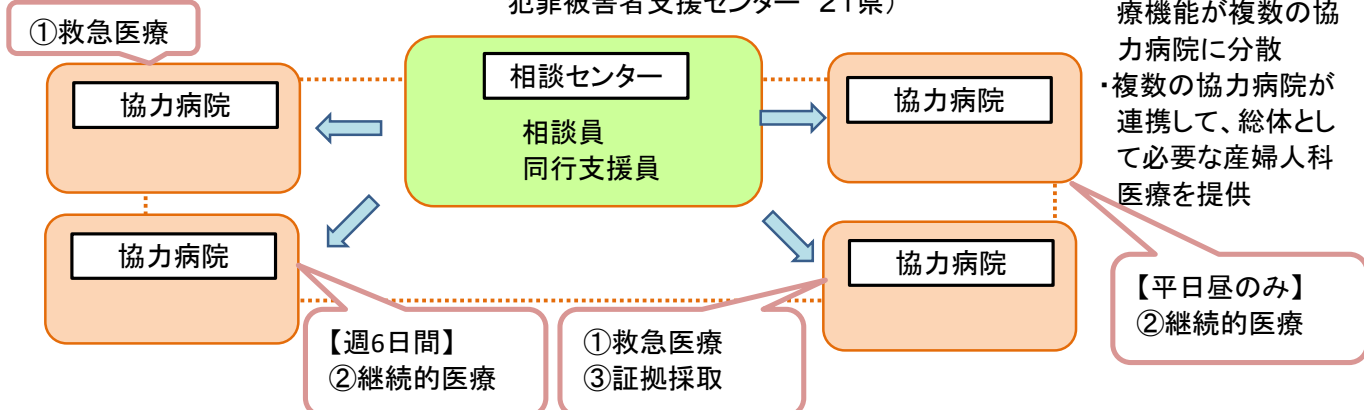
相談センター拠点型

3都県(うち24時間対応 1都県)



連携型

35道府県(うち24時間対応 13県、
犯罪被害者支援センター 21県)



性犯罪・性暴力被害者支援交付金

令和2年度概算要求額 302百万円
(令和元年度予算額 210百万円)

目的

○ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営の安定化及び質の向上のため、都道府県による支援センターの整備等に係る取組を支援し、被害者支援に係る取組の充実を図る。

概要

- ◆ 交付先 : 都道府県
- ◆ 対象経費 : 都道府県が負担した以下①～②に関する経費

①相談センターの運営費等【2億9,191万円】

(人件費 (【拡】24時間対応への取組加算、処遇改善、コーディネーター等の配置) 等、

研修経費 (拠点となる病院の整備への取組加算)、支援者に対する受傷対策、広報啓発、関係機関との連携強化、法的支援、

【拡】SNS等を活用した相談、男性相談等、先進的な取組への支援拡充)

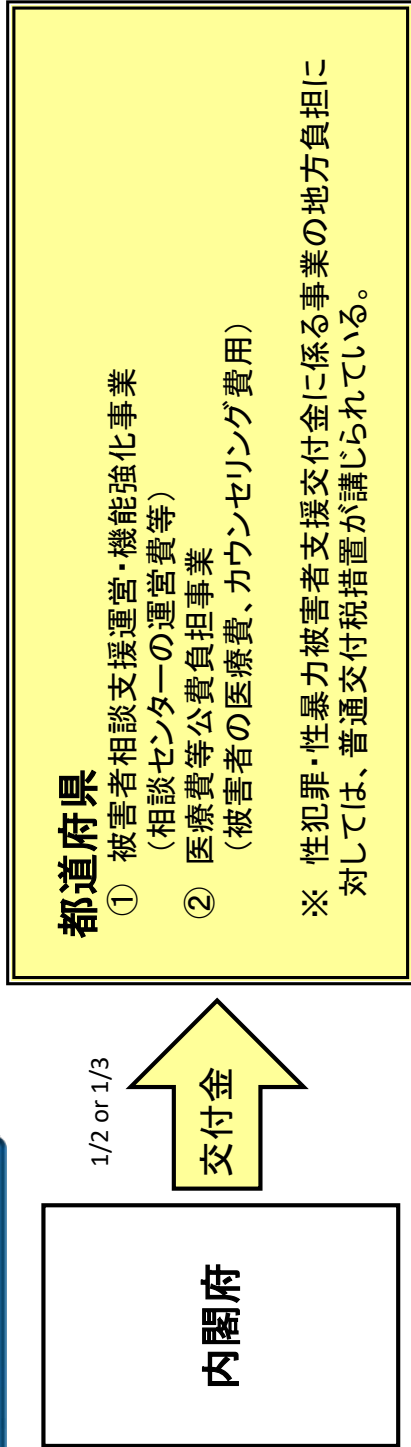
②被害者の医療費等 【959万円】

(初診料、緊急避妊措置、検査費用(妊娠検査、性感染症検査、薬物検査)、人工妊娠中絶費用、証拠採取費用、カウンセリング費用)

◆ 交付率 : 対象経費の1/2 (「②被害者の医療費等」は1/3)

◆ その他 : 他の国庫補助制度を適用可能な場合は、他制度優先(本制度の優先利用や他制度との二重交付は不可)

予算スキーム



都道府県

- ① 被害者相談支援運営・機能強化事業 (相談センターの運営費等)
- ② 医療費等公費負担事業 (被害者の医療費、カウンセリング費用)

※ 性犯罪・性暴力被害者支援交付金に係る事業の地方負担に對しては、普通交付税措置が講じられている。

内閣府

1/2 or 1/3

交付金

相談センター運営団体

- ・犯被センター 24
- ・NPO法人 7
- ・県直営(婦相等) 9
- ・病院 3
- ・連携体制 2
- ・その他民間団体等 4

委託費等

ワンストップ支援センターとは

性犯罪・性暴力被害者に、被害直後から総合的な支援(産婦人科医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連の支援、法的支援等)を可能な限り1か所で提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、警察への届出の促進・被害の潜在化防止を目的とするもの。

【核となる機能】

- 1 支援のコーディネート・相談
- 2 産婦人科医療(救急医療・継続的な医療・証拠採取等)

いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等
に関する関係府省対策会議の設置について

平成 29 年 3 月 21 日
関係府省申合せ

1. 女性に対し、本人の意に反していわゆるアダルトビデオへの出演を強要する問題やいわゆる「JKビジネス」と呼ばれる営業により、児童が性的な被害に遭う問題など若年層の女性に対する性的な暴力に係る問題が深刻な状況にあることを踏まえ、関係府省が連携して対策を実施するため、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する関係府省対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

2. 対策会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

議長	内閣府特命担当大臣（男女共同参画）
議長代理	内閣府男女共同参画局長
構成員	内閣府大臣官房政府広報室長
	警察庁生活安全局長
	消費者庁次長
	総務省大臣官房総括審議官
	総務省総合通信基盤局長
	法務省大臣官房司法法制部長
	法務省刑事局長
	法務省人権擁護局長
	文部科学省生涯学習政策局長
	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

3. 対策会議は必要に応じ、幹事会を開催することができる。幹事会の構成員は関係行政機関の職員で議長の指名する官職にある者とする。

4. 対策会議の庶務は、内閣府男女共同参画局において処理する。

5. 前各項に定めるもののほか、対策会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

総 括

- 若年層の女性に対する性的な暴力の根絶に向け、官民連携して取組を進めた結果、①JKビジネス規制条例の制定地域の拡大、②相談機関の整備、③本問題や公的相談窓口の認知度の向上する中で相談件数が減少等、一定の成果がみられた。
- 一方、依然として一定数の相談があり、新たな被害者を生まないための広報啓発等の取組や被害者の状況等に配慮したきめ細かい相談対応の充実等、今後も継続的な取組が必要。

具体的取組(主なもの)

1. 更なる実態把握

- 若年層を対象とした性的な暴力の被害等に関するインターネット調査<内閣府> (H30.12調査/対象：15歳（中学生除く）～39歳の女性）
 - ・ モデル・アイドル等の勧誘等の経験がある人のうち、聞いていない性的な行為の撮影を求められ、望まないまま行為を行った人は約26人に1人（3.8%←5.2%） ※ここ1年以内では約100人に1人（1.0%）
 - ・ こうした問題について知っている人は約3人に1人（33.3%←31.7%）
 - ・ 公的相談窓口で相談できることを知っている人は約3人に1人（34.4%←27.8%）

➡本問題や公的相談窓口の認知度は向上

○ 民間支援団体への相談状況等に関するアンケート結果<内閣府>

- （H31.2実施/対象：5団体中回答のあった3団体のもの）
- ・ 問題に対する社会的認知度が上昇し、相談につながりやすくなった
- ・ 新規相談の受理件数は減少傾向にあるが、依然として一定数の相談がある

➡問題の認知度は向上、新規相談は減少傾向

○ 「JKビジネス」の営業に関する実態調査（H30.12）<警察庁>

- 「JKビジネス」店数：137店（←前回131店）
- ※ 「JKビジネス」の規制条例の制定地域（H31.3までに公布済みのもの）7都府県（埼玉、東京、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫）←3都県（下線が新規）
- ➡ JKビジネス規制条例の制定地域の拡大

2. 取締り等の強化

○ 検挙件数（H30.1～12）<警察庁>

- ・ AV出演強要問題 5件10人（淫行勧誘罪、労働派遣法違反等）
- ・ 「JKビジネス」問題 経営者や客等の検挙件数：72件69人 検挙に伴う被害児童保護数：35人

3. 教育・啓発の強化

- AV出演強要問題・「JKビジネス」等被害防止月間（H30.4）政府広報との連携によるSNS等を活用した多角的な広報等を実施
- ・ AV出演強要 16～29歳女性：65.7%→73.4% 保護者：65.2%→74.0%
- ・ JKビジネス 16～29歳女性：69.7%→71.7% 保護者：69.3%→75.9%（被害防止月間の前後に委託会社が実施したインターネット調査）
- ➡問題の認知度は向上（若年女性及び同保護者）

4. 相談体制の充実

- 行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターについて、全都道府県に設置達成（H30.10）

○ 公的機関の相談窓口への相談件数（延べ数）

	AV出演強要		JKビジネス	
	H30	前年比	H30	前年比
ワンストップ支援センター（H30.4～H31.2）	11	-27	9	-4
法テラス（H30.4～12）	21	-9	8	-2
警察の相談窓口（H30.4～12）	7	-1	8	-23
女性センター等*（H30.4～H31.2）	8	-16	16	14
公的相談窓口 計	47	-53	41	-15

*全国の女性センター、配偶者暴力相談支援センター

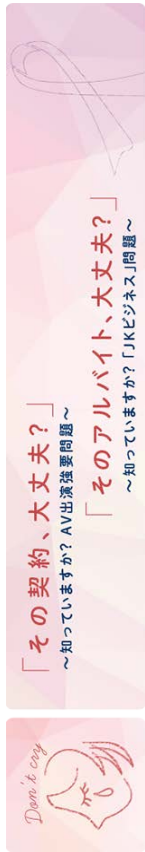
5. 保護・自立支援その他

○ 若年被害女性等支援モデル事業（H30～<厚労省>）

公的機関・施設と民間支援団体が密接に連携し、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保、公的機関や施設へのつなぎを含めたアプローチを行う仕組みを構築するためのモデル事業を実施。

男女共同参画局

■内閣府HP上の広報啓発



「モデル・アイドルになりませんか」と声をかけられた、「高収入アルバイト」に応募した。その後、聞いていない、同意していない、性的な行為等の「写真」や「動画」の撮影をされたり、性暴力やストーカー等の被害を受けた。

それをきっかけに若い女性が性的な被害を受ける問題が発生しています。

4月はAV出演強要・「JKビジネス」等被害防止月間です！！

この月間には、 「NO！AV出演強要・JKビジネス」と題して、政府広報オンラインにて特集をしています。

もう、一人で悩まないで。相談できる場所があります

プライバシーに配慮し、秘密は厳守します。安心して相談してください。

▼ AV出演強要 (被害事例・相談窓口等)

▼ 「JKビジネス」 (被害事例・相談窓口等)



内閣府HP

政府広報室

■WEB動画広告

○若者への影響力が大きい媒体を活用した動画広告の配信

⇒ YouTube、LINE、Instagram、Twitter

○若年層に人気のアプリへの動画広告の配信

■ターゲットを絞った情報提供

○被害者や興味関心が高いと思われるユーザーに対する情報提供(Google、Yahoo!)

○動画広告を視聴したユーザーへのバナー広告

■WEBタイアップ広告

○マイナビティーンズ（ティーンズによる座談会）や
マイナビ学生の窓口（漫画コンテンツ）の活用

若年層の女性をターゲット



被害防止動画



マイナビティーンズ

マイナビ学生の窓口

■街頭ビジョン、大学内サイネージ

○若年女性が多く集まる場所における街頭ビジョン（全国主要5都市）や
入学直後の人が多い時期の大学内サイネージ（全国71大学）の活用



街頭ビジョン



大学内サイネージ

■新聞記事下広告（全国紙、地方紙73紙）

■ポスター・リーフレット

○大学や自治体等へ配布



新聞記事下（平成31年4月6日）

セクシュアル・ハラスメント対策の強化について
～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～

平成 30 年 6 月 12 日
すべての女性が輝く社会づくり本部決定

セクシュアル・ハラスメントは重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものである。

今般、メディアと行政の間でセクシュアル・ハラスメント事案が発生したことを踏まえ、政府を挙げて被害の予防・救済・再発防止を図るため、以下に掲げる施策を実施していくものとする。

1. セクシュアル・ハラスメント防止に係る制度の周知・改善

(1) セクシュアル・ハラスメントの防止に係る法令等の周知徹底【各府省・内閣人事局・(人事院)・厚生労働省】

- ①人事院規則 10－10 の各省各庁の長の防止措置義務の範囲に、職員が庁舎外で業務を遂行するに当たって外部の者に対して行うセクシュアル・ハラスメントの防止も含まれることなど、セクシュアル・ハラスメント防止に係る法令等について、次官以下幹部を含む職員に対して、各府省において研修を実施して周知徹底する。
- ②各省各庁の長が行うセクシュアル・ハラスメント防止のための研修について、新任者及び新任監督者に加えて課長級職員及び幹部職員にも研修を義務化する。また、内閣人事局より、各省各庁に対し、幹部候補者が必ず研修を受けている必要がある旨を周知徹底するとともに、内閣人事局において、当該研修の受講状況を確認し、確実な研修受講を期することとする。
- ③各府省、内閣人事局において実施する各種研修において、セクシュアル・ハラスメント防止に係る項目を追加する。
- ④男女雇用機会均等法の事業主の防止措置義務の範囲に、社外で業務を遂行するに当たって労働者が受けるセクシュアル・ハラスメント防止も含まれることなど、セクシュアル・ハラスメント防止に係る法令等について、厚生労働省において事業主に対して周知徹底する。

(2) セクシュアル・ハラスメント対策の実効性の向上【(人事院)・厚生労働省】

- ①各府省における相談体制などのセクシュアル・ハラスメント対策の状況について統一的に把握するなど、対策の実効性確保のためのフォローアップを強化する。
- ②民間事業者におけるセクシュアル・ハラスメントの対応状況を踏まえ、厚生労働省において民間事業主の義務履行の実効性確保の方策について検討する。

(3) 外部の者からのセクシュアル・ハラスメント事案の通報窓口の整備【各府省・(人事院)】

- ①セクシュアル・ハラスメントについて、職員に対する事案だけではなく、外部の者に対する事案についても、各府省において通報窓口を整備し、相談等に対応するとともに、相談員等に対する研修を充実させる。
- ②相談を受けた際に、二次被害防止のために、プライバシー保護を徹底する。
- ③各府省が適切に対応しない場合に、各府省から独立して一元的に相談を受け付ける窓口の設置について検討する。

(4) 地方公共団体への要請【総務省】

- ①上記及び下記2.(1)①の対策について、地方公共団体において、その実情に応じ、国の取扱いを参考にしながら必要な措置を講じるよう要請する。

(5) プライバシー侵害情報の削除【総務省】

- ①セクシュアル・ハラスメント被害者の二次被害防止のため、民間事業者の取組を支援することなどを通じて、インターネット上での被害者のプライバシー侵害情報が適切に削除されるよう、取組を進める。

2. 行政における取材対応の改善

(1) 各府省における取材環境の整備【各府省・内閣府】

- ①各府省において、取材現場で女性記者の活躍が阻害されない環境を整備するとともに、各記者クラブ等との取材環境についての意思疎通の場を設定する。
- ②内閣府において、取材現場における女性の活躍に資する環境整備について、日本新聞協会、日本民間放送連盟及び日本放送協会（以下、「メディア分野の経営者団体等」という。）との間で意思疎通の場を設定する。

3. メディアへの要請

(1) メディアの分野における女性の参画拡大等の要請【内閣府】

- ①メディア分野の経営者団体等に対して、上記のセクシュアル・ハラスメント防止や取材に関する政府の取組を周知するとともに、取材現場における女性活躍、メディア分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大などについて要請する。

※ 担当府省中の（人事院）とは、人事院に対して検討を要請するものである。

セクシユアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～ 各府省庁における取組状況フォローアップ概要（H31.1.16現在）

1. セクシユアル・ハラスメント防止に係る制度の周知・改善

【法令等の周知徹底】

●次官以下幹部を含む職員に対する法令等の周知徹底

→全41府省庁において幹部職員及び課長級職員等への

研修を実施済・実施中（計60コース、受講者数4,813名）

●セクハラ防止研修を課長級職員や幹部職員にも義務化

→幹部職員等に対する研修実施を義務化するための人事院

規則等の改正について準備中【人事院】

●幹部候補者に対する研修受講の徹底と受講状況の確認

→H30.6人事管理官会議幹事会等において周知【内閣人事局】

→H31.1.1時点で在籍する職員等のうち、本府省課長級以

上の職員又はこれらに準ずる者に対し、H31.3.31までに

受講した直近の研修の受講状況を確認予定【内閣人事局】

2. 行政における取材対応の改善

●取材現場で女性記者の活躍が阻害されない環境の整備等

→男女共同参画主管課のある全21府省庁において、記者

クラブに対し、取材環境における意志疎通に関する通知

を実施したほか、職員に対し、取材現場で女性記者の

活躍が阻害されない環境整備に配慮するよう周知を実施。

【実効性の向上】

●民間事業主の義務履行の実効性確保

→労働政策審議会の建議(H30.12)

・セクハラ防止に関する事業主・労働者の責務

・事業主に相談した労働者に対する不利益取扱いの禁止

・社外の労働者等からセクハラを受けた場合や社外の

労働者にセクハラを行った場合の対応の明確化 等

を踏まえ、次期通常国会への法案提出等予定【厚生労働省】

【通報窓口の整備】

●外部の者からの通報窓口の整備

→全41府省庁のうち約9割がHP上に通報窓口を掲載済み。

未実施の外局(4)についてもH30年度内には実施予定。

●各府省から独立した通報窓口設置の検討

→外部の者からの相談窓口をH31年度から人事院に開設

予定【人事院】

3. メディアへの要請

●取材現場及び指導的地位での女性の活躍促進を要請

→H30.12日本新聞協会等に対し、メディア分野に

おける女性参画拡大等を要請【内閣府】

「若年層を対象とした性的な暴力の現状と課題」 ～いわゆる「JKビジネス」及びアダルトビデオ出演強要の問題について～

(平成29年3月 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会)

背景

近年、若年層の女性が、いわゆる「JKビジネス」で働き、性的な暴力等の被害に遭う問題や本人の意に反して、いわゆるアダルトビデオへの出演を強要される問題などが発生

⇒ 若年層の女性を狙った性的な暴力の問題は深刻な状況

政府の対応

○男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項について(平成28年5月男女共同参画会議決定)

○女性活躍加速のための重点方針2016 (平成28年5月すべての女性が輝く社会づくり本部決定)

⇒ 児童の性に着目した新たな形態の営業など、若年層を対象とした暴力の多様化を踏まえ、その実態把握に
取り組むとともに、若年層に対する啓発活動、教育・学習の充実を図る。

女性に対する暴力に関する専門調査会における検討状況

○平成28年6月以降、計4回、民間団体、有識者、地方公共団体、関係省庁からヒアリングを実施。

【民間団体】 一般社団法人Colabo、特定非営利活動法人Bondプロジェクト、認定非営利活動法人ヒューマンライ
ツ・ナウ(HRN)、ポルノ被害と性暴力を考える会、NPO法人人身取引サポーターセンター ライトハウス、
一般社団法人セーフアラインターネット協会

【有識者】 青山薫 神戸大学大学院国際文化学研究科教授(社会学)、矢野恵美 琉球大学大学院法務研究科
教授(刑事法)、小西聖子 武蔵野大学人間科学部長(心理学・精神医学)

【地方公共団体】 愛知県 【関係省庁】 警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省
＜開催日程＞ 第82回(平成28年6月30日)、第83回(平成28年9月12日)、第84回(平成28年11月15日)、
第85回(平成28年12月13日)

○第86回会議(平成29年2月8日開催)で報告書案について検討 ⇒ 平成29年3月14日取りまとめ・公表

I 「JKビジネス」の状況

「JKビジネス」とは

- 女子高校生（JK）など、児童の性を売り物とする営業
- 健全な営業を装いながら、性的なサービスを提供させるものが存在
- 大都市を中心に、「散歩」等多様な形態で出現

「JKビジネス」の危険性

- ① 児童が危険性を十分認識しないまま、接近する。
- ② 重大な性被害等につながる。
- ③ 性に関する判断力の低下、金銭感覚の欠如を招く。
- ④ 個人情報流出やトラブルの原因となる。

「JKビジネス」の被害状況等

《被害事例》

- 強制わいせつ（刑法）
- 児童買春（児童買春・児童ポルノ法）
- 反倫理的性交（東京都青少年健全育条例）
- つきまとい（ストーカー規制法）等

《営業者の検挙状況》

- 労働基準法違反（危険有害業務の就業制限）
- 風俗営業適正化法違反（年少者に関する禁止行為）
- 児童福祉法違反（児童に淫行をさせる行為）等

《相談事例》

- 性被害に遭った。
- 客に自分のことをインターネットのサイトに書き込まれた。
- 辞めたいのに辞められない。
- 客に何度もつきまといられた。等

「JKビジネス」の被害者の傾向とそれを取り巻く環境

《被害者が抱える困難》

○ 様々な理由から次の困難を抱えている状況が見られる。

- ① 家庭に「居場所」がない。
- ② 学校に「居場所」がない。
- ③ 経済的困難を抱えている場合がある。
- ④ 発達障害や心身の障害などの障害がある人が少なくない。

《被害者を取り巻く環境》

○ 気軽にお金を稼ぐことができると思わせる方法で勧誘

- ① 「居場所」がない少女に対するスカウトの声かけ
- ② 求人サイト等を通じた勧誘
- ③ 「居場所」の提供
- ④ 友人からの勧誘

《被害者の傾向》

○ 危険性の認識不足、公的支援等に結び付きにくい。

- ① 危険性についての認識が低い。
- ② 自分の大切さを認識していない。
- ③ 公的支援等に結び付きにくい。
- ④ 居場所等を提供されて、依存していく。

Ⅱ アダルトビデオへの出演強要の状況

アダルトビデオへの出演強要の問題

- 若年層の女性が、契約後、アダルトビデオに出演すると分かりますとしても、高額な違約金、親等にばらす等言われ、本人の意に反して出演を強要される事例（H28.3 HRN報告書）

被害状況

- 《警察への相談件数》
平成26年から同28年までに、25件
- 《検挙事例》
労働者派遣法違反（有害業務派遣等）等
- 《民間団体への相談事例》
 - 出演したアダルトビデオの回収、ネット上の画像の削除、販売停止をしてほしい。
 - 騙されてアダルトビデオに出演してしまった。
 - 違約金を請求されて困っている。

アダルトビデオへの出演強要に至る経緯

- スカウトから勧誘を受ける際やプロダクションとの契約の際、アダルトビデオへの出演があると説明を受けていない。
- 契約書等をよく読む時間を与えられない。控えもない。
- 断ろうとしても、長時間説得され、高額の違約金の請求や実家・学校に話す等と言われ、断りきれない。
- 1度出演すると、更に断れなくなる。
- 映像が、本人の意に反して、繰り返し、使用・流通される。

アダルトビデオへの出演強要の危険性

- 衆人環視のもとで性行為を強要される。
- 身体的、精神的な被害を受ける。
- 1度出演すると、抜け出すことが困難となる。
- 映像が繰り返し使用、流通されることによる二次被害に悩み、苦しみ続ける。
- 家族、友人、学校、職場などに知られないかとおびえ続ける。
- 知られることにより、人間関係が壊れる、職場にいつづらくなる。

アダルトビデオへの出演強要の被害者の状況

- ① 若年層の女性が多い。（18歳～20歳代前半に集中）
 - ・ 社会経験が少なく、危険性に対する判断力や対応力の未熟さ、法律を知らないこと、困窮等に付け込まれる。
- ② 被害が顕在化しにくい。
 - ア 人に話せず、孤立しやすい。
 - ・ 恥ずかしさや後ろめたさ、周囲から誤解される恐怖等の思いから、誰にも相談できない。

- ・ 被害を忘れるため、考えることをやめ、結果として問題を長引かせ、深刻化する。
- イ 事業者に孤立させられる。
 - ・ 親や家族から引き離し、孤立化させる。
- ウ 公的支援等に結び付きにくい。
 - ・ 相談先が分からない、孤立しているため、被害者支援の情報が入らない。

Ⅲ 国民や若年層の意識

若年層を対象とした性暴力被害等の実態把握のための インターネット調査（平成29年2月内閣府男女共同参画局）

■時期・対象：平成28年12月、15歳（中学生除く）～39歳の女性
（調査会社のモニタ会員。事前調査n=20,000、本調査n=2,575）

《問題の認知状況》

- モデル・アイドル等の勧誘等をきっかけに、同意していない性的な行為等の撮影に応じるよう求められる問題があることについて聞いたことがあるのは40.2%（n=20,000）。

《勧誘等の状況契約の状況》

- モデル・アイドル等の勧誘を友人・知人から受けた場合、「詳細情報を確認した」人、「個人情報伝えた」人が多かった。
- モデル・アイドル等の勧誘等をきっかけに契約（書類へのサイン・口頭での約束等）した人は約1割（n=2,575、197人）。
- 契約した時の年齢は、10代～20代前半が多かった。

《同意していない性的な行為等の撮影》

- 契約後、契約時に聞いていない・同意していない性的な行為等の写真や動画の撮影に応じるよう求められた経験がある人は26.9%（n=197、53人）。このうち、求められた行為を行った人は32.1%（n=53、17人）。

《相談状況》

- 性的な行為等の撮影を求められたことを相談した人は34.3%（n=105、36人）。相談先は、「友人・知人」（50.0%）、「家族・親族」（25.0%）、「交際相手」（16.7%）の順に多い。「学校の教員・スクールカウンセラー」（8.3%）、「公的相談機関」（8.3%）、「警察」（5.6%）、「民間の相談機関」（2.8%）は、いずれも1割以下。
- 相談しなかった理由（n=69人）は、「相談するのが恥ずかしかった」（39.1%）、「家族、友人・知人等に知られたくなかった」（21.7%）、「自分の責任なので、自分でなんとかしなくてはいけないと思ったから」（20.3%）、「自分にも悪いところがあると思ったから」（18.8%）。

男女共同参画社会に関する世論調査 （平成28年10月内閣府大臣官房政府広報室）

■時期・対象：平成28年9月、全国の18歳以上の男女（n=3,059）

- 「JKビジネス」の問題の原因
 - ・ 保護者、家庭の問題（21.2%）
 - ・ 「大人の問題」（20.7%）、「社会風潮の問題」（18.9%）
- 「JKビジネス」による被害防止のために必要なこと。
 - ・ 保護者や学校が、子供に対し教育を行うこと（62.6%）
 - ・ 困った時に相談できる窓口を設けること（54.8%）
 - ・ 取締りや規制を強化すること（52.6%）

いわゆるJKビジネスにおける犯罪防止対策の在り方に関する報告書（平成28年5月いわゆるJKビジネスにおける犯罪防止対策の在り方に関する懇談会（警視庁））

■調査時期・対象：平成28年3月、都内の女子高校生等（n=515）

- 「JKビジネス」で働くことについて、どう思うか。
 - ・ お金に困ってのことだからしょうがない（23%）
 - ・ 自分の今や将来を考えたらしてはいけない仕事（59.4%）
 - ・ こうした仕事を続けていると、いつの間にか風俗の世界にながってゆくかもしれない（56.3%）、危険ドラッグなどの世界にながってゆくかもしれない（47.8%）

■対象：警視庁において、各種法令で摘発した「JKビジネス」の店舗で働いていた女子高校生等（n=78）

- 働くようになったきっかけは、「お金が欲しかった」、「友人の誘い」が多い。働き続けた理由は「お金が欲しかった」が多い。
- お店を知ったきっかけは、「友人の誘い」、「インターネット」が大半。
- 「JKビジネス」で働いていることを、学校や保護者のほとんどが認知していない。

IV 取組状況

行政機関

- ① 法令に基づく厳正な取締り等の推進【警察庁】
 - 法令に基づく厳正な取締り、補導活動等の推進
 - 相談への適切な対応の推進
 - 地方公共団体における取組（条例の整備等）
- ② 教育・啓発【内閣府、法務省、文部科学省、厚生労働省等】
 - 児童、生徒に対する教育・啓発
 - 若年層の女性に対する教育・啓発
 - 家庭、保護者等に対する教育・啓発
 - 社会全体に対する啓発
 - 相談員、支援者に対する研修、教育・啓発
- ③ 相談体制【内閣府、警察庁、消費者庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】
 - 学校、関係機関の各相談窓口による対応
- ④ 保護・自立支援【厚生労働省】
 - 児童相談所への通告、婦人相談所への相談
 - 児童相談所による保護等
 - 婦人相談所等による保護、自立支援
- ⑤ インターネット上の違法・有害情報、人権侵害情報の削除等に関する取組【警察庁、総務省、法務省】
 - インターネット上の違法・有害情報の通報の受付、制度的な環境整備、民間事業者による適正な対応の推進、人権侵犯事件に対する取組

民間団体

- 若年層の女性に対する支援
 - ・ 夜間巡回、相談事業、同行支援等、被害者に対する支援
 - ・ 啓発活動、情報発信等
- インターネット上の違法・有害情報の削除の支援

業界団体・関係者団体

- アダルトビデオに関連する業界団体による、業界の健全化と透明性の向上に向けた取組
- アダルトビデオの出演者等の同業者団体による、人権擁護、業界の健全化に向けた取組

V 今後の課題

○関係各府省庁は、更なる実態把握を始め、以下の各課題について検討を行い、着実に実施。

○現在悩み苦しんでいる被害者の支援及び今後の新たな被害者を生まない観点も踏まえ、各課題に係る施策のうち、速やかに取り組む必要がある又は取り組むことができるものについては、相互に連携し、スピード感を持って対応。

○更なる実態把握その他の各課題に係る施策の進捗状況等を踏まえ、法的対応も含め、被害の予防及び回復に向けた必要な対策について検討する必要。当専門調査会では、随時、進捗状況のフォローアップを実施。

《今後の課題》

① 更なる実態把握

② 取締り等の強化

- ・ 厳正な取締りの徹底
- ・ 若年層の性的な暴力の被害に係る取組状況の把握と情報の共有の推進
- ・ 被害者の補導、適切な保護及び支援の推進

③ 教育・啓発の強化

- ・ 児童、生徒等が被害者とならないための教育等の推進
- ・ 被害者やその関係者に届く情報発信、広報啓発等
- ・ 家庭や学校に対する支援
- ・ 社会全体や各地域に対する啓発

④ 相談体制の充実

- ・ 相談窓口の周知、環境整備
- ・ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置促進
- ・ 相談・支援体制の在り方の検討
- ・ 相談員の対応能力の向上、関係機関等の連携構築

⑤ 保護・自立支援の取組強化

- ・ 若年層やその家族への支援
- ・ 婦人保護事業の在り方の見直し
- ・ 若年層が感じる不安などを踏まえた適切な保護の推進
- ・ 中長期的な支援の在り方について検討

女性に対する暴力に関する専門調査会報告書 概要 セクシュアル・ハラスメント対策の現状と課題

(平成31年4月 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会)

経 緯

- セクハラは重大な人権侵害であり、予防と被害からの回復のための取組を推進し暴力の根絶を図ることは、国としての責務。
- メディアと行政間でのセクハラ事案(H30.4)等を契機に、被害が依然として深刻である実態が明らかになり社会的関心も高まり。
- こうした状況を踏まえ、「すべての女性が輝く社会づくり本部」(H30.6)において、
 - ・「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」を決定。
 - ・「女性活躍加速のための重点方針2018」にセクハラ対策に係る項目を新設。
- 女性に対する暴力に関する専門調査会では、平成30年6月以降6回にわたり、有識者や関係省庁から集中的にヒアリングを実施。

報 告 書 の 内 容

I 国内における法制度

■ 男女雇用機会均等法及び指針

職場におけるセクハラには、性的な言動に対する労働者の対応により、労働条件につき不利益を受けること(対価型)、当該言動により労働者の就業環境が害されること(環境型)があり、**事業主に**対し、**雇用管理上必要な措置**を講ずることを義務付け。

■ 人事院規則10-10及び運用通知

セクハラには、他の者を不快にさせる職場における性的な言動、職員が他の職員を不快にさせる職場外の性的な言動があり、**各省各庁の長に対し、必要な措置**を講ずることを義務付け。職員に対してもセクハラ防止のための注意義務を課している。

■ その他

セクハラ行為は、その態様により、現行法の下でも、**刑法**(名誉棄損罪、脅迫罪、暴行罪など)や**ストーカー規制法**、各都道府県の**迷惑行為防止条例等**の処罰規定に該当し得る。

II 国内における取組状況

■ 企業における取組

女性(25～44歳)の約3割が職場におけるセクハラ被害を経験。
セクハラ防止対策に取り組む企業は6割超で、増加傾向。

■ 教育分野における取組

教員への信頼や教員が持つ権力・社会的影響力に対する恐れなどを背景に生じやすい。**全ての大学(国公立764校)で取組**を実施。

■ スポーツ分野における取組

仲間意識や共通の利害などから**問題が顕在化しにくい**傾向。スポーツ統括組織の半数以上が倫理的問題等の規程等がない。

■ 緊急対策について

新たな取組である**幹部職員等への研修**は全41府省庁で実施、各府省庁における**外部の者からの通報窓口の整備**はH30年度中に実施済。

III 諸外国における法制度

■ 欧米を中心とした諸外国の法制度について有識者からヒアリング。¹

1 基本認識

- セクハラは重大な人権侵害であり、あってはならないもの。
- 今後、セクハラ行為に係る禁止規定などを検討する際は、諸外国においては、セクハラ(性的性質を有する言動)とジェンダーハラスメント(性別役割分担意識に基づく言動)が区別され、別個の法理構成と立法化が図られていることに留意が必要。

2 機運の醸成、教育啓発・研修の充実

- 企業では、取組が進んでいない管理職に対する研修、中小企業等を対象としたセミナーの開催・個別企業に対する支援。
- スポーツ分野では、関連規程の作成、指導者を対象にした研修、処分事案の情報公開などの問題を潜在化させない取組。

3 相談体制の整備と実効性の確保

- 都道府県労働局が対応していない休日やメールによる相談受理等、被害者が相談しやすい相談体制の整備の検討。
- プライバシーの保護や二次被害を生じさせないための教育などの相談員の質を向上させる必要。
- 人事院に開設される一元的な窓口の周知、実際の相談内容を踏まえたより良い相談対応を目指した見直し。

4 実態把握

- セクハラ防止対策の検討には被害実態や取組状況の把握が必須。相談件数も被害実態を把握するうえで重要な要素。
- 特に教育、スポーツ分野は、取組状況にも偏りがみられるとの指摘があり、実態把握等が必要。

5 法制度に関する比較検討

(1) セクハラ規制に関する法的アプローチの違い

諸外国のセクハラに関する法的アプローチには、セクハラを人の尊厳や人格権の侵害ととらえる人格権アプローチとセクハラを性差別ととらえる性差別(平等)アプローチがある(併存している場合もある)。

(2) 法的アプローチの概要

人格権アプローチでは、刑法や特別法でハラスメントを規制し、性差別アプローチでは、差別禁止法等で規制。日本は人格権アプローチでセクハラを把握していると言われている。

(3) 我が国におけるセクハラ規制の検討課題

セクハラ行為を規制する関係法令によって、規制対象となる行為の定義や要件は異なっており、定義の統一の必要性、規制の在り方の問題を含めた総合的な規制の方向性に関する前提的な議論が課題。

セクハラの問題は、学術・教育分野や政治分野などにも広く存在しており、それらの分野を含めた広範かつ包括的な視点が必要。

刑罰は副作用の大きい劇薬のような手段であり、まずは労働法や民事法、懲戒などの考え得る手段を講ずべき。

セクハラ罪を規定する諸外国であっても、我が国と比較して処罰できる行為(の範囲)にはそれほど差がないことに留意が必要。

(4) 中長期的課題

行為者に刑事罰による制裁を科すこと、行為者等に対する損害賠償の請求の根拠を法律で設けることには、他法令との関係の整理や違法となる行為の明確化等の種々の課題があり中長期的な検討を要する。教育やスポーツをはじめとする労働分野に限らないセクハラを包括的に規定する法制化について、必要性の有無を含め、検討していくことが必要。